

ソウル大学教授が

「慰安婦性奴隷説」

を全否定

緊急特別寄稿

西岡 力

東京基督教大学教授



「日本軍が朝鮮人女性を慰安婦にするため、強制連行しただって。何をバカなことを言っているのだ。当時の朝鮮は貧しかった。貧乏のため、娘を女衞せげんに売らざるを得ない親が多かった。貧しい農村に日本人は入っていけない。朝鮮人の女衞が女を買っていった。日本の軍隊の連行など必要なかった」

一九九二年、私は朝日新聞の悪質な誤報で突如浮上した慰安婦問題を取材するためにソウルに行った。そ

のとき、面会した多くの韓国人年長者が、口を揃えて語っていた。

皆、日本統治時代を直接経験した世代。元野党国会議員、元大新聞の編集局長、大学教授らだった。

私は一九七七年から七八年にかけて韓国に留学したが、そのとき、親しくなった韓国人学生らは徴兵に行く直前、売春宿に行つて経験を済ませる、と躊躇ためらいなく語っていた。

七〇年代でも、貧困のために前借金をして私娼窟ししょうくつで働く女性たちが多

く存在した。そのような女性を主人公にした映画も多かった。これが、私にとっての慰安婦問題を考える原点だった。

だから私は一貫して、「慰安婦」は歴史上に存在したが、解決しなければならぬことが残っているという意味での「慰安婦問題」は、朝日新聞が誤報キャンペーンをする以前は存在しなかった、と主張してきた。

「慰安婦問題」とは、国際社会に広まった事実無根の誹謗中傷をいかに

●反撃！慰安婦問題



李栄勲ソウル大学教授

解消するかという問題である。

ソウル大学経済学部^{イ・ヨシフン}の李栄勲教授が二〇一六年八月、インターネットの連続講義のなかで実証的に語った内容は、まさに私があつたとき、ソウルで聞いたのと同じものだった。

「慰安婦制度は軍の統制下にあつた公娼制度だ」

「慰安婦は性奴隷ではない」

「朝鮮人慰安婦は前借金や詐欺によつて女衒が集めた」

「朝鮮人慰安婦二十万人説は根拠が

ない、五千人くらいだ」

このネット講義を視聴しながら、やつと当たり前の議論が韓国の学界で表に出てきたな、と感慨深かつた。以下、李教授の講義内容を詳しく紹介しよう。

なお、本稿は李教授の韓国語でのネット講義を西岡の責任で紹介したもので、翻訳や要約などについての全責任は西岡にある。

学問的良心に従つた発信

李教授は韓国経済史が専門で、日本の統治時代に韓国経済は成長したとする植民地近代化論の旗手で、韓国の歴史教科書が左傾偏向しているとして、教科書改善運動の先頭に立つてきた学者の一人でもある。

たとえば、李教授は二〇〇七年に韓国で出版した『大韓民国の物語』(日本語版は二〇〇九年、文藝春秋から

出版された)で次のように書いている。

〈教科書には「日本は世界史において比類ないほど徹底的で悪辣^{あくらつ}な方法で我が民族を抑圧し収奪した」と書いてあります。

敢えて私は言います。これは事実ではありません。たとえば、米の半分が日本に輸出されたのは総督府が強制したからではなく、日本内地の米価が三十%程度高かつたからです。

しかし、同書でも慰安婦については、李教授の主張は歯切れが悪かつた。同書出版の二年半ほど前に当たる二〇〇四年九月、李教授はあるテレビ討論番組で、野党議員から「慰安婦を公娼という日本の右翼の主張と同じだ」と批判され、それをインターネット新聞が「李栄勲が慰安婦を公娼と呼んだ」と報じて、凄まじい抗議を受けたことがある。

そのせいか、李教授は同書でも自分分は慰安婦を公娼だなどとは発言していないと弁明しながら、慰安婦は性奴隷だったと書いていた。

しかし同書出版から九年経って、二〇一五年十二月に日韓両国政府が慰安婦問題に関する合意を結び、過半数以上の元慰安婦がそれを支持しているという状況の変化のなかで、李教授はついに勇気を持って学問的良心に従った発信を行ったのだ。

李教授は二〇一六年、保守言論人の鄭奎載氏（韓国経済新聞主筆）が主宰するインターネットテレビで、韓国近現代史の連続講義を行った。十二回にわたってなされた「李栄薫教授の幻想の国」という講義の最終回が、「慰安所の女性たち」だった。

二時間を超える講義が、八月二十二日と二十三日に三回に分割されてアップされた。本稿執筆現在（十一

月十日）、同講義は妨害を受けることなくユーチューブで自由に視聴できる。視聴回数は二万九千七百四十回だ（三分割のうち最初の回）。

アップから二カ月以上経過しても、左派メディアや運動団体などから抗議を受けているというニュースはない。また、つけられているコメント六十四のうち、激しく李教授を非難罵倒するものは十一しかない。韓国社会の変化の一つと見てよいだろう。

一次資料を多数引用

李教授は、講義をやや緊張した顔つきで次のように始めた。

「今日の講義題目は「慰安所の女性たち」になります。日本軍慰安所の女性たち、いわゆる慰安婦と私たちが呼んでいるその女性たちに関してです。ご承知のとおり、一九九一年に世間に熱いイッシュューとして提起

されました。これまで二十五年間、この問題は韓国と日本の関係を規定するもっとも熱く激しい問題として持続してきました。

両国間の外交関係だけでなく経済、社会、文化すべての交流で深刻な影響を及ぼしてきた主題でした。それだけでなく、この主題をめぐるこの間、韓国の反日民族主義は大変強力に燃え上がり、それは日本との関係だけでなく、韓国内において韓国人の知性、文化、歴史意識にまで深刻な影響を及ぼしました。

したがって、私がこの「幻想の国」を扱う講義でこの問題を避けていくことはできないだろうと考えました（以下、へ）内は講義内容の直訳、「」内は西岡による要約を含む）

この前置きのあと、いよいよ慰安婦に関する講義が始まるのだが、李教授は日本軍慰安婦について触れる

●反撃！ 慰安婦問題

前に、その歴史的脈絡を長い射程で見るときだと、まず韓国軍にも慰安婦がいたという話を始めた。

李教授の講義の特徴は第一次資料を多数、引用紹介しながら、実証的に議論を進めることだ。李教授は韓国軍が編纂した『6・25軍事後方戦史（人事編）』のなかから、「国軍特殊慰安隊実績（一九五二年）」という統計資料を紹介する。それによると、ソウルに第一から第三まで三カ所、江原道江陵カンウォンドカンスンに一カ所の慰安隊があった。そこに合計八十九人の慰安婦がいて、一九五二年に延べ二十万四千五百六十人を慰安したとされている。そこから李教授は、慰安婦一人が一日に平均六・四人を相手にしたと計算する。

慰安婦とともに育った世代

次に、韓国に駐留する米軍のため

の慰安婦について論じる。一九六一年、朴正熙政権は米軍慰安婦を登録させ、衛生検査を強化した。当時の保健社会部統計によると、一九六一年には全国に合計一万四千九百二十人の米軍慰安婦（ダンサー、慰安婦、接待婦に分けて登録されていた）がいた。

六二年に急増して三万六千三百五十五人、六三年に二万四百三十六人と、地域別、登録別の米軍慰安婦数を紹介し、「六〇年代中盤まで、三万程度の米軍慰安婦が存在した。韓国政府の公式統計にも慰安婦という用語があった」と語る。

そして李教授は、「慰安婦問題は日本軍慰安婦だけでなく、わが国の現実のなかに存在してきた、大変現実的な歴史だ。われわれの世代は慰安婦とともに育ったといえる」と重い言葉を続けた。

その後、李教授は韓国軍慰安婦と米軍慰安婦の生活実態について論を進める。ここで、ソウル大学の保健大学院に一九六四年に提出された貴重な博士論文「慰安婦たちに対する社会医学的研究——群山地区を中心」が紹介される。

同論文は、群山市保健所に登録されている韓国人を相手にする慰安婦百八十八人と、米軍を相手にする慰安婦百三十二人に関する調査報告だ。平均年齢は米軍慰安婦が少し高い、学歴は韓国軍慰安婦は無学が大多数、従事期間は米軍慰安婦が長い、平均収入も貯蓄も米軍慰安婦が多いなどが、具体的数字とともに紹介された。

そして特異な調査項目として一日平均性交回数があり、韓国軍慰安婦は五・五回、米軍慰安婦は一・七回などという数字も出される。

ここで李教授は、最初に紹介した韓国軍資料から計算した韓国軍慰安婦の一日平均相手人数が六人だったことをもう一度、確認したうえで、一九四五年の日本の遊郭では平均五人だったと紹介する。実は、この数字を李教授はあとで、慰安婦総数を推計するときに活用するのだ。

ここまで来て李教授は、日本の統治時代の前、朝鮮王朝時代の十七世紀まで話を遡らせる。一九九六年に発表された禹仁秀（慶北大学歴史教育科教授）の『『赴北日記』を通じて見る十七世紀の出身軍官の赴北生活』という論文をもとに、十七世紀に朝廷から北方防衛のために派遣された武官、朴チムンの日記に、移動中の旅で同衾した女性についての記述があったとして、それを表にして紹介する。

それによると、一六四四年十二月

十一日から一六四五年十月二十五日の十一カ月の間に官妓、婢、酒場の女ら二十三人と同衾し、赴任地到着後は、現地妻として官妓がつけられた。

日記を書いた朴チムンの父も過去に同じ地域に派遣されていて、朴は父が現地妻にしていた官妓の娘とも関係を持っている。李教授は、当時は支配者だった両班（文官、武官）による官妓や奴婢などに対する性の略取が繰り返し行われていた、と文献を引用しながら具体的に紹介していく。

四割の家庭関係は破綻

その次に、現存する江原道原州権氏の一六七八年から一八八五年までの戸籍をもとにして、両班家の奴婢の夫婦関係に関する研究結果を紹介している。

それによると、妻一人、夫一人という正常な家族が百七組（五八％）

だが、妻一人、夫二人以上が十五組（八％）、妻一人で夫が誰か分からずに子供と暮らすのが三十七組（二〇％）、夫一人で妻が不明で子供がいるのが二十五組（一四％）、つまり全体の四〇％は家族関係が破綻している。

李教授はこの背景に、「奴婢に対する両班の暴力的支配と貧困が生んだ奴婢の家族倫理生活の破壊がある」と論じ、「中産層に安定的に家族制度が定着するのも近代に入ってからだ。常民たちが娘を売って娼妓になったケースが多い。慶尚道の安東には娼妓書堂があり、平壤には妓生書堂があった。両班が多いところで常民が娘を多く売っていた」と論じる。

そして、韓国政府に名乗り出た百七十人の日本軍慰安婦が連行された場所の表を示して、慶尚道が五七％を占めていることを指摘し、その理由として「釜山が近いからではなく、

●反撃！ 慰安婦問題

両班が多い地域で朝鮮時代から人身売買が多かったことの延長だ。両班が多い地域で、常民、奴婢に対する両班の暴力的支配と貧困が最も激しかった。その結果、奴婢の家族倫理が成立できず、娘を売ることが多くあつた」と論じる。

そして、日本統治時代に議論を進める。慰安婦制度ができる前に、朝鮮では親が娘を売ることが多くあつたとして、著名な作家・李光洙イグジュのエッセイ『売られていく娘たち』(一九三四年)の次の一節を紹介する。

大邱で三十九歳の父が十五歳の娘を百六十円で売ったのを娘の同窓生らが買い戻そうと身売り金(モムカプ)を集めるといふ。娘を売ることくらいは東洋の全地でそれほどめずらしいことではない。(中略)

あるいは他人の娘と妻をだまして売ってしまうこと、あるいは自分の

妻を売ってしまうこともある。(中略)売ってもらう奴もいる一方で、買ってもらう奴もいる。いわゆる芸妓、娼妓、酌婦シヤクフ、妾めかけのようなものだ

初となる娼妓への規制を

それから当時、朝鮮で発行されていた「毎日新報」の一九三七年三月二十八日付の次の記事を取り上げた。

カネに目がくらんだ父母、死ぬよりもいやだという娘を売ろうとして、娘は警察に泣きながら訴える。

満州国圖們とんにある遊郭を経営する申ハンボムから一千三百円を受け取った父母がキーセンをしていた娘を売ろうとしたが、娘はキーセンはよいが「肉まで売る娼妓生活はできない」と警察にかけこんだ。警察は父母を召喚して調査中だ

ここで李教授は、朝鮮時代と日本統治時代の違いを次のように論じた。

「十九世紀までは親が娘を売ることが珍しかった。身分制的抑圧のほうが強かった。産業化時代に入り、人身売買が頻発した。その法的根拠が公娼制だった」

李教授は日本軍慰安婦制度を議論する前提として、日本が朝鮮に持ち込んだ公娼制度を理解しなければならぬと主張し、それについて以下のごとく具体的に説明する。

「一九一六年、総督府は貸座敷娼妓取り締まり規則を制定した。酌婦、芸妓は以前から規制があつたが、娼妓への規制は初めてだった。これが、父母が娘を売ると法的根拠となつた。

前貸し金を父母が受け取る。娘が同行を拒めば、遊郭主人が強制的に連行していった。朝鮮内の三十四カ所に遊郭を置いた。そして同規制は、次のように厳しく遊郭を規制した。

・客室の入り口に番号または符合を表示すること。

・娼妓の意思に反して契約の変更または抱え主(置屋主人)を変えることを強要することはできない。

・みだりに娼妓の契約、廃業、通信、面接を妨害することはできない。

・貸座敷営業者は付録の様式により遊客名簿を調製して、使用前に警察署長の検印を受け遊客がいるときごとに記載すること。

・貸座敷営業者は娼妓ごとに貸借計算簿二冊を調製して、その一冊を娼妓に交付し、毎月三日までに前月分の貸借に関する計算を詳細に記載し、娼妓とともに捺印すること。

・娼妓業をしようとする者は本籍、住所、氏名、妓名、生年月日、及び営業場所を記載し貸座敷営業者が連署した願書に次の書類を添付して自分で出頭し警察署長に提出し許可を

得なければならぬ。

(1)父、母、戸主の承諾書(2)承諾書の印鑑証明書(3)戸籍謄本(4)娼妓営業及び前貸し金に関する契約書(5)娼妓業をする事由書(6)指定医師の健康診断書。

・貸座敷内でなければ娼妓業をすることはできない。

・娼妓は警察署長の許可した場合を除いては指定された地域の外にでかけることはできない。

・娼妓は定期または臨時に健康診断を受けなければならない。

・娼妓許可を受け最初に営業をするときは先に警察署長に申告しなければならぬ。

・娼妓を廃業するときには直接、許可証を添付して警察署長に申告しなければならぬ。

・貸座敷営業者は娼妓を外から見える場所で化粧をさせたり店頭で列を

作ったり徘徊させることはできない。

遊客名簿の作成が義務付けられた。それには、到着月日時、出発月日時、人相又は着衣の特徴、招聘せし娼妓の妓名、遊興費、住所、職業、氏名、年齢を記載する。

性病の検診も厳格に実施された。朝鮮人娼妓は年四十五回、日本人娼妓は五十四回実施した。その結果、性病発病率は朝鮮人娼妓六%、日本人娼妓三・八%だった。」

吉田清治を名指して批判

このような公娼制度の下で、朝鮮にいた娼妓は二十万人、利用者は月三千万人、娼妓一人あたり月百五十人、一日五人となるという計算を示す。

以上のような具体的な説明を行ったあと、李教授は公娼制度について全面的に否定せず、こう語った。

「公娼はいまもヨーロッパでは合法

●反撃！ 慰安婦問題

であり、娼妓は組合を作って社会福祉を受けている。日本社会は天皇を頂点とする職能の社会で、娼妓も組合があった。彼女らもそれなりの権益が認められていた」

李教授は「この程度の前史と後史を知ってから日本軍慰安婦問題を考えるべきだ」と語り、いよいよ日本軍慰安婦問題を論じる。日本軍は性病防止、民間婦女への性暴行犯罪防止、民間業者利用による情報漏洩防止などの理由で軍慰安所を設置した。

慰安婦の募集のありかたについては、尹明淑『朝鮮人軍慰安婦と日本軍慰安婦制度』(二〇一五)が参考になるとして、こう語る。

「軍が陸軍省と朝鮮総督府、朝鮮軍、台湾総督府、台湾軍に徴募の依頼をし、この四者が募集業者を選定、許可する。業者が下請け人を使って公娼制度下で確立した人身売買

の方法で慰安婦を募集した。前貸し金を親に渡すやり方だ」

名乗り出た元慰安婦の証言を分類すると、慰安婦の連行方式は「就業詐欺八十二、脅迫・暴力六十二、人身売買四、誘拐・拉致五など」となるという既存の研究を紹介したあと、「この四つは同じもの」と語る。

公娼制度下の業者による娼妓募集方法と同じく、親が前貸し金を受け取った場合は就業詐欺で、娘が業者に抵抗して逃げようとするれば暴力が使われたという意味だ。

そして李教授は、軍や官憲による強制連行を明確に否定する。

「道ばたで女性を襲ってトラックに積んでいったということは事実でない。いわゆる奴隷狩りのような女性の略取は事実ではない」

そして、韓国でそのようなことが信じられている原因を作ったのが日

本人だと語る。

「こんな話をでっち上げたのは日本人だ。吉田清治という日本人が本を書いてベストセラーになった。韓国にも伝わり、それから韓国人はそのように連れて行かれたと思いはじめた。済州新聞は、吉田の話は事実でない」と報道している」

李教授は、日本の大新聞が三十年経ってから吉田証言報道を取り消したことを紹介する。なお、取り消し報道をした新聞を朝日新聞ではなく毎日新聞だと語っているが、これは明らかかな記憶違いだと思われる。

ここで李教授は、元慰安婦らの証言について論じる。口述記録は聞くときごとに話が変わるし、聞く人が聞きたがる方向に変わる。あるときは、自分を売った父母への恨みを隠すために変わる。

口述記録は、歴史的資料として

使うのは大変慎重でなければならぬ。歴史学が口述資料を使い始めるのは一九二〇年代、米国の元奴隷の口述からだった。参考資料としては有用だが、一次資料として事実断定に使うことは大変慎重にというのが歴史学界の立場だとして、元慰安婦の証言だけを使って事実断定をすることの困難さを指摘する。

そして、韓国政府の強制動員真相究明委員会に慰安婦の遺族が届け出た内容の一部を表にして紹介し、「就業詐欺」「人身売買」だと遺族は認識していることを確認する。それから、韓国人女性学者が当時のインドネシア朝鮮人名簿に出ていた慰安婦の故郷住所などをもとに遺族を調査した研究を紹介し、やはり遺族のほとんどが「就業詐欺」によって慰安婦になったと証言していると語った。

次に、朝鮮総督府北京出張所が一

九四一年に作成した「在北支朝鮮人概況」という文書から次のような部分を抜き出してくる。

「朝鮮人男性らは）特に得意な語学と強靱な生活力によって軍の進撃と合わせて軍を追いかけてまたは軍よりはやく進出し、；特殊婦女子の一団を引っぱっていつて軍の慰安所を開業し；、治安の不安定な地方で巨大な利益を得て、前線へ進出する」

同文書によると、北支地域に朝鮮人の娼妓と酌婦七百三十二人がいたとされており、李教授は同地域の朝鮮人慰安婦は多くても一千人だと推計する。この数字も、講義最後の慰安婦総数推計に使われる。

ある慰安婦管理人の日記

次に「在支半島人名録一九四二」という名士の人名録に、朝鮮人慰安所経営者の名前が堂々と出ていること

を指摘する。特に、朝日館という慰安所では朝鮮人の経営者だけでなく、九人の慰安婦の名前と本籍までが人名録に載せられていることを、写真を見せながら紹介する。

そして李教授は、その時代的感觉では慰安所経営や慰安婦として働いていることは恥ずかしいものではなかった、だから人名録に名前を出せた、と説明する。

日本軍慰安婦に関する最後の議論として、李教授は慰安所での生活を論じる。その点に関する資料が少なかったが、ビルマとシンガポールの慰安所の帳場で勤務した朝鮮人男性の日記が二〇一二年、発見された。

李教授は、何人かの研究者らとその日記を詳しく分析。日記は『日本軍慰安所管理人の日記』という題で韓国で出版され、その内容を李教授は詳しく説明している。

●反撃！ 慰安婦問題

一九四三年から四四年にかけての日記に、慰安所管理人としての生活が記載されていた。日記の筆者は一九〇五年生まれで代書屋としてかなりの金を稼ぎ、妾に旅館で売春業をさせていた。

ところが一九四〇年に入り、代書業がうまくいかなかったうえ、ある朝鮮人身売買業者に四千円を貸して逃げられてしまい、経済的に困難になって、四二年七月に慰安所を経営するという妾の息子とともにビルマに行った。

残念ながら、慰安婦募集を行った四二年の日記は紛失している。彼は慰安所の帳場で勤め、中間管理職だった。日記を読み込むと、次のようなことが明らかになった。

慰安所は軍管理の公娼制度

慰安所は、実際は軍が管理してい

た。月末には慰安婦別の報告書を軍に提出しなければならなかった。そのため、慰安婦別の売り上げ帳簿をつけていた。利用規則と料金も軍が決めていた。軍が事実上直営する厳格な公娼だった。

朝鮮で施行されていた公娼制度が、その姿のまま軍部隊のなかやその近くにそのまま移転している状況である。廃業するときに許可証を持って軍部隊に行き、廃業申告をする

と廃業許可が下りた。

軍の管理について倫理的非難もありうるが、一方で衛生管理が徹底し、慰安婦が暴力・略奪から守られるという面もあった。彼の勤めていた慰安所では二年間、暴力事件は一件もなかった。彼は慰安婦の依頼で、彼女らが稼いだ金を故郷に送金する仕事もしていた。横浜銀行のヤンゴンやシンガポールの支店でそれをした。

た。彼女らは前貸し金を返還し、本家に送金できた。

日記の筆者も、二年間で四万三千円稼いだ。当時の労働者の平均月給が四十円だから莫大な稼ぎだ。帰国後、筆者は果樹園を経営し、私立中学の理事もしていた。

李教授はここで、慰安所は「軍部隊に移ってきた公娼制度」だったと主張する。

「女性らを就業詐欺や詐欺や人身売買の形態で連れてきて、日本軍の強力な統制の下で事実上、公娼制的な運営をした」

「公娼制としての特質があって、女性たちを監禁、暴力するような状況は見られず、女性たちは法によって営業許可をもらわなければならず、父母の承諾書や印鑑証明、戸籍謄本などがなければならなかった。そのような書類が全部あった。」

それで営業許可をもらって、契約期間が満了になれば廃業申告をして帰った。一九四四年一年で筆者の勤めていた慰安所の朝鮮人慰安婦二十人の内、なんと十四人が帰った。帰ると代わりが来た。監禁がなかった証拠だ」

先に見たとおり、李教授は二〇〇四年のテレビ討論会で、米国慰安婦について言及したことなどから慰安婦公娼説を唱えたと言われて激しい非難に晒された経験を持つ。

そのとき、李教授は慰安婦性奴隷説支持者だったから、発言が正しく伝わらずに起きた災難だった。しかし、今回は堂々と軍管理の公娼制度と断言した。その学者としての勇氣に心からの敬意を表したい。

吉見義明の本は根拠不十分

議論の締めくくりに李教授は、「こ

のような状態の慰安所の女性たちをどのように規定すればよいのか」と問題提起し、次のように語る。この部分は重要なので逐語訳を行った。

〈大変難しく、論争的で、政治的な問題です。日本のこの問題に最も知られている研究者である吉見義明という人は性奴隷だと言いました。韓国の多くの学者たちも性奴隷説に従っています。私も『大韓民国の物語』という本で二〇〇七年に性奴隷だとして、吉見義明という人の論文や本を読んでそうだなと思いい、性奴隷説を支持したことがあります。

彼女たちは移動の自由がなく監禁されていた、日常的な殴打、暴力の下にいた、ほとんど報酬を受けることができなかった、これが奴隷の根拠になります。吉見義明氏が奴隷説を主張するときにもっとも重視したのが移動、身体の自由がなかった、

思うままに行き来ができなかったとして、いくつかの事例を話しました。しかし、私がいろいろな資料を検討してみた結果、「慰安婦に関する・西岡補」そのような程度の身体的な拘束は公娼制度下では日常的にあるものではなかったのか。

先ほど私が申し上げたように、娼妓たちは貸座敷の外に出て生活することができない、その地域を離脱することはできないとされている、その程度の、ある職業による特殊な制約を超えるものだっただろうかという疑問を持ちます。

文玉珠氏ウンオクジュの手記を読んでも月に二回、私が紹介した慰安所管理人の日記でも月に二回は休日です。休日は自由に外出をしました。文玉珠氏は、私はいまでも目をつぶってラングーン市内の路地裏を思い出す程度だと言いました。異国の都市で多

●反撃！ 慰安婦問題

様なショッピングを楽しみもした。勤務中には離脱は不可能だったが、休日があったということです。

契約期間満了の前には自由で離脱することはできなかった。この程度の人身的拘束だった。そして契約期間が満了したり、一定の条件が整えば、廃業申告をすると多くの人たちが受け入れられたという状況でした。

吉見氏はこれを知らなかったようです。今回、再度吉見氏の本を見たのですが、根拠がとても断片的で不十分です。そのような意味で、私は人身の監禁による性奴隷説は根拠が大変不十分だ、と申し上げたいです。

性奴隷説の再検討を

（次に報酬を受けられなかったというのですが、これは公娼制の基本趣旨と合致していません。

軍の士気と関連する問題であるの

で、慰安所内で私的暴力が使われることを軍は許すことができませんでした。戦争という状況のなかで、私的暴力が容易に容認される雰囲気ではない、ということを私は申し上げたい。慰安所日記のどこを見ても私的な暴力の行使はない。文玉珠氏の自叙伝でも、雇い主に殴られたとか前借り金のためにいじめられたとかという話はありません。

極度の高労働、高収益産業だったので、二百円、三百円、千円程度の前貸し金は、人身を拘束する軛くわにはなりがたかった。容易に返すことができた。先ほどの日記の送金の記録でも、ある人は一万二千円をも実家に送金し、文玉珠氏は五千円を実家に送金して二万五千円を軍事貯金で持っていた。

このような高労働高収益産業で、債務奴隷的な状況は発生しなかつ

た。もちろん、個人によってはそのような状況があったかもしれないが、一般化することはできない。

それから、私はある意味では奴隷専門家です。朝鮮の奴婢について研究したからです。奴隷に関する本もたくさん読みました。奴隷の本質は何かといえば、法能力の欠如です。

法的人格の否定、人間ではないのです。殴られても訴えるところもないし、父親や母親が殴り殺されても告訴する能力もない。

米国の奴隷時代には、奴隷が殺人現場を目撃しても法廷で証言することができなかった。人間ではないからです。あの白人が犯罪を犯すところを見たと言っても、その証言が法廷で採択されることはありませんでした。このように、奴隷とは法能力が欠如した状態、法能力を認定する社会的な人格が否定されている状

態、それを奴隷というのです。

慰安婦たちをどのように言うのは難しい。置かれた立場が大変弱かったことはたしかだが、法能力が剝奪された無権利状態だったとは言えません。

たとえば文玉珠氏の場合は、私は今回読んで驚きましたが、慰安所にきた日本人兵士が乱暴を働いた。酷い人で、日本刀を抜いて脅したので立ち向かった。文玉珠氏は凄い人物です。立ち向かってその日本刀を奪い、逆に兵士を刺した。胸に刺さり兵士は死んでしまった。そうしたら軍属裁判が開かれました。

私は軍属だと主張したので、軍属の資格で裁判が開かれた。文玉珠氏は、あの人が最初に乱暴してきた、慰安所に来て日本刀を振り回すことは良いことなのか、私は正当防衛だと主張したので無罪になった。

私が言いたいのは、本当の意味の

奴隷であれば裁判を受ける権利もないのです。ところが裁判を受けて正当防衛が認められ、軍法会議で無罪の判決が下された。ですから、私は性奴隷説についていろいろな点でも一回、再検討しなければならぬ。

奴隷という言葉は大変誤解を受けやすい。だから私は、朝鮮時代の奴婢について米国の学者たちが奴隷という言葉を使うことに対して相当なる留保をしなければならないと主張している。

性奴隷とはとても扇情的な表現ですが、厳格な意味で、学術的な要件を備えているかということについて私は懐疑的です。

慰安婦総数の自説を開陳

そして次に、朝鮮人慰安婦の総数について論じる。韓国で教科書や学

者らが主張する二十万説を次のように否定する。

「朝鮮人慰安婦二十万なら、日本人、中国人まで合わせると数十万になる。日本軍二百五十万が慰安婦五十万を連れていたとは話にならない」

そして次の三つの推計で、朝鮮人慰安婦は五千人程度と主張した。第一の推計は、慰安所の数をもとにした推計。金原節三軍医大佐日記にある慰安所の地域別分布と、先に見た総督府出張所の文書から見た北支の朝鮮人慰安婦の推計を使う。

慰安所総計五百カ所、慰安所が百カ所あった北支で朝鮮人慰安婦が一千人いたので、ここから全体で五千人、これに日本と朝鮮の慰安婦数を加えても五千五百人程度。

第二は、サツク数を基準にした推計。一九四二年に日本軍人に支給されたサツクの総数は三千二百十万

●反撃！ 慰安婦問題

個、一日八万八千個だった。先述のとおり、慰安婦が接触する兵士の数を一日五人とすれば慰安婦の総数は一万七千六百人で、朝鮮人はそのうち二割とすると三千五百二十人、三割ならば五千二百八十人。

第三は、兵士対慰安婦の数を基準とした推計。慰安婦一名に対する兵士数に関する一般的な報告は百五十名で、日本軍総二百五十万人に相応する慰安婦数は一万六千名となる。交代比率は満州と中国では一・五、南方ではゼロと仮定した場合、慰安婦総数は二万人。朝鮮人慰安婦はその二割で四千人、三割で六千人。

以上のような推計をしたあと、朝鮮人慰安婦は四千人くらい、多くても六千人だという自説を開陳して、「数十万人、数万人という数字はまったく正しくない数字だ」と明言する。

NGO活動の問題点を指摘

一番末尾で、李教授は講義をこう要約した。

「一九九一年以降、いままで二十五年間、この問題がどのように進行してきたかについて話せば切りがありません。私の話はここで終わりにします。現実的に、韓国挺身隊問題対策協議会を中心にしたNGOの活動がどのような成果を得て、どのような問題点を抱いているのかについて、話をしません」

「歴史的背景と制度的環境のなかでこのことが展開したのかということと、それに対して過激な性奴隷規定だとか数字推定について客観的に多くの問題があることを話しました」
NGOの活動に問題点もあった、と李教授は主張した。

李教授が講義で批判した過激な主張を政治的に利用して日韓関係を悪化させたのが日韓の活動家たちだ。私はずっとそう主張してきた。できれば李教授からもその部分の見解を聞きたかった。

講義を通して聴いて、李教授の知的誠実さと学問的勇氣に強き心を打たれた。早くこの講義が一冊の本にまとめられ、それが日本語でも読めるようになってほしいと強く願っている。

にしおかつとむ

一九五八年、東京生まれ。国際基督教大学卒業。筑波大学大学院地域研究科修了（国際学修士）。韓国・延世大学国際学科留学。八二～八四年、外務省専門調査員として在韓日本大使館勤務。九〇～〇一年、月刊『現代コリア』編集長。現在、東京基督教大学教授。「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会（救う会）」会長。著書に「よくわかる慰安婦問題 増補新版」（倉忠社）など多数。